			$H_{令4}$ ＝ 0.02749 $H_{令5}$ ＝ 0.00479 $H_{令6}$ ＝ 0.00721 $H_{令7}$ ＝ 0.01160				$H_{令4}$ ＝ 0.00353 $H_{令5}$ ＝ 0.00479 $H_{令6}$ ＝ 0.00721
			I_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業（地方財政法第 33 条の 5 の 11 に規定する河川等におけるしゆんせつ等に係る事業をいう。以下この表において同じ。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額				I_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業（地方財政法第 33 条の 5 の 11 に規定する河川等におけるしゆんせつ等に係る事業をいう。以下この表において同じ。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額
			$J_{令2}$ ＝ 0.07072 $J_{令3}$ ＝ 0.07126 $J_{令4}$ ＝ 0.07317 $J_{令5}$ ＝ 0.07505				$J_{令2}$ ＝ 0.07085 $J_{令3}$ ＝ 0.07142 $J_{令4}$ ＝ 0.07361 $J_{令5}$ ＝ 0.07566